

津市一志児童館及び川合児童館運営委員会設置要綱

平成24年6月29日

(設置)

第1条 津市一志児童館及び川合児童館（以下「一志児童館等」という。）の適正な管理及び運営に関し広く意見等を聴くため、津市一志児童館及び川合児童館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、津市児童館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第122号）第4条に規定する事業の企画及び実施に関する事項その他一志児童館等の運営に関する事項について調査検討し、市長に対し意見を述べることとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員11人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地区住民の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 委員会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、一志児童館等において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後において最初に委嘱する委員の任期についての第4条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「委嘱の日から平成26年3月31日まで」とする。

(会議の招集の特例)

3 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長がこれを招集する。